

施設等利用給付認定の申請について

令和元年 10 月から始った幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付認定が新設され、新制度未移行の幼稚園、特別支援学校、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となっています。

なお、無償化を受けるためには施設等利用給付認定の申請が必要となります。

1 申請対象者

・施設等利用給付認定 1 号認定（※ 市内に①又は②に該当する施設はありません。）

① 子ども子育て新制度未移行の幼稚園 ② 特別支援学校の幼稚部 等

・施設等利用給付認定 2 号認定又は 3 号認定

① 預かり保育の利用者 ② 一時預かりの利用者 ③ 病児・病後児保育の利用者

④ 認可外保育施設の利用者 ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の利用者 等

⇒認定申請書及び必要書類(就労証明、診断書等)を提出してください。

※ ただし、預かり保育の利用者につきましては、申込時に就労証明等を提出済みの場合は必要書類を省略できます。

2 提出書類について

・観音寺市子育てのための施設等利用給付認定申請書(1 号又は 2 号・3 号)

・保育の必要性の事由を証明する書類(2 号又は 3 号の場合)

① 就 労 : 就労証明書(月 64 時間以上かつ週 4 日以上)

②妊娠・出産 : 診断書又は母子手帳のコピー(予定日又は出産日がわかるもの)

③疾病・障害 : 診断書

④介護・看護 : 診断書又は介護保険被保険者証の写し

⑤ 災害復旧 : 災害証明書

⑥ 就 学 : 在学証明書、時間割など

※ その他上記に類する場合は申請内容、実態に応じて認定の可否を判断します。

3 申請書等の提出先について

・提出先…利用中または利用予定の施設または子育て支援課

4 施設等利用給付認定について

施設等利用給付1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園(私学助成)を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの。 ※ 保育の必要性があり、預かり保育の無償化も申請する場合は1号認定ではなく、2号認定か3号認定となります。
施設等利用給付2号認定	満3歳児に達する以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、かつ、保育の必要性があるもの。
施設等利用給付3号認定	満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、かつ、保育の必要性があり、<u>市民税非課税世帯</u>に属するもの。

5 認定と無償化の関係について

児童の年齢	世帯区分	認可保育所 認定こども園 (保育所部分)	認定こども園(幼稚園部分) 新制度幼稚園			私学助成幼稚園		認可外保育施設 一時預かり 病児保育 ファミサポ
			教育時間のみ	教育時間+預かり保育		教育時間のみ	教育時間+預かり保育	
0～2歳児 クラス (満3歳児を除く)	市民税 非課税世帯	教育・保育 給付認定 (3号認定)	-	-		-	-	施設等利用 給付認定 (3号認定)
満3歳児 (3歳の誕生日を迎えた以後、最初の3月31日を迎えるまでの子ども)	市民税 非課税世帯	教育・保育 給付認定 (2号認定)	教育・保育 給付認定 (1号認定)	教育・保育 給付認定 (1号認定)	施設等利用 給付認定 (3号認定)	施設等利用 給付認定 (1号認定)	施設等利用 給付認定 (3号認定)	施設等利用 給付認定 (3号認定)
	市民税 課税世帯	教育・保育 給付認定 (2号認定) ⇒無償化の対象外		教育・保育 給付認定 (1号認定)	預かり保育は 無償化の対象外		施設等利用 給付認定 (1号認定) ※預かり保育は対象外	無償化の対象外
3～5歳児 クラス	全ての世帯	教育・保育 給付認定 (2号認定)		教育・保育 給付認定 (1号認定)	施設等利用 給付認定 (2号認定)		施設等利用 給付認定 (2号認定)	施設等利用 給付認定 (2号認定)

お問い合わせ先：観音寺市健康福祉部 子育て支援課 こども施設係

TEL：0875-23-3903

FAX：0875-23-3993